

○グリーン化特例

対象となるのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた、下記(A)・(B)のいずれかの基準を満たす三輪以上の軽自動車です。

(A) 概ね75% 軽減	電気軽自動車		
	天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制に適合するもの。または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)		
(B) 概ね50% 軽減	平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車。 または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車。	+	令和2年度燃費基準値達成 かつ令和12年度燃費基準を90%達成車 (※営業用のみ)

対象となる車両は令和8年度のみ、1ページに記載の税額ではなく、下記のとおりとなります。

車種区分				グリーン化特例適用後の税額	
				(A)約75%軽減	(B)約50%軽減
軽自動車	三輪で 660cc以下	乗用	営業用	1,000円	2,000円
			その他	1,000円	—
	四輪で 660cc以下	乗用	自家用	2,700円	—
			営業用	1,800円	3,500円
		貨物	自家用	1,300円	—
			営業用	1,000円	—

※ ご所有のお車の燃費基準は、自動車検査証の「備考欄」でご確認いただくか、もしくは自動車販売店にお問い合わせください。
詳しくは、名張市公式ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [税](#) > [軽自動車税](#) > [税制改正（税率等について）](#)

三重県名張市鴻之台1番町1番地
名張市役所 市民部 課税室 軽自動車税担当
電話0595-63-7746・7429